

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…三
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………(環境局総務部環境政策課)…五

告示

●東京都告示第千五百三十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月六日

東京都知事 小池 百合子

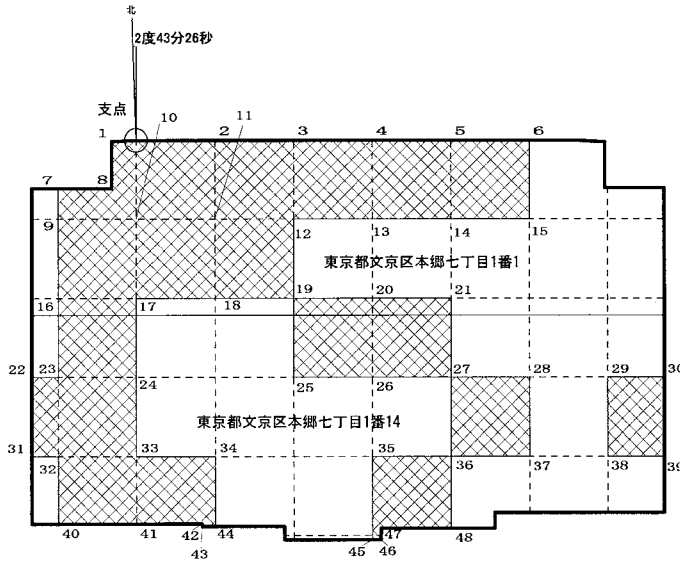
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(文京区本郷七丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図

座標一覧表

観点名	X座標	Y座標
基点	-31825.288	-6173.011
1	-31825.354	-6176.152
2	-31825.607	-6163.015
3	-31825.925	-6153.019
4	-31826.244	-6143.023
5	-31826.562	-6133.028
6	-31826.881	-6123.032
7	-31831.081	-6183.199
8	-31831.296	-6176.338
9	-31834.968	-6183.403
10	-31835.284	-6173.326
11	-31835.404	-6163.323
12	-31835.912	-6153.333
13	-31836.226	-6143.337
14	-31836.539	-6133.341
15	-31836.853	-6123.345
16	-31844.967	-6183.634
17	-31845.280	-6173.638
18	-31845.594	-6163.642
19	-31845.908	-6153.646
20	-31846.222	-6143.650
21	-31846.536	-6133.654
22	-31854.856	-6187.334
23	-31854.963	-6183.948
24	-31855.276	-6173.952
25	-31855.904	-6153.960
26	-31856.218	-6143.964
27	-31856.531	-6133.968
28	-31856.845	-6123.972
29	-31857.159	-6113.976
30	-31857.384	-6106.798
31	-31864.852	-6187.648
32	-31864.959	-6184.262
33	-31865.272	-6174.266
34	-31865.586	-6164.270
35	-31866.214	-6144.278
36	-31866.527	-6134.282
37	-31866.841	-6124.286
38	-31867.155	-6114.290
39	-31867.380	-6107.111
40	-31873.494	-6184.530
41	-31873.808	-6174.534
42	-31874.070	-6166.173
43	-31874.400	-6166.184
44	-31874.451	-6164.548
45	-31876.210	-6144.592
46	-31876.244	-6143.484
47	-31875.334	-6143.456
48	-31875.613	-6134.567

【備考】
上記座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により日本測地系座標計算によって作成した。



【凡例】

——	調査範囲
----	単位区画
——	筆境界
⊗	形質変更時要届出区域

【支店】
支店は、調査範囲の最北端とする。

【格子の回転角度(2度43分26秒)】
格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人高齢社会の食と職を考えるチャンネルの会

三 代表者の氏名

田中 幸恵

四 主たる事務所の所在地

東京都立川市若葉町一丁目十番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者・障害者にたいして食事と生活についての情報・サービスの提供に関する事業を行い、福祉やまちづくりに寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本メディックス・サポート</p> <p>三 代表者の氏名 山下 耕平</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本メディックス・サポート</p> <p>三 代表者の氏名 山下 耕平</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区渋谷三丁目六番四号 プライア渋谷一四〇八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象とし、ホームページやパンフレットなどによる情報発信事業や、地域の医療関係機関・外科医学会などと緊密に連携したセミナーや講演会事業などを積極的、継続的かつ組織的に推進し、わが国の外科医数の減少傾向に歯止めを掛け、反転増加に向かうよう努めることによって、高齢化にともない必要性がますます増大している外科医療の安定的提供体制の構築と外科治療技術の発展に貢献し、人々が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地球船クラブ</p> <p>三 代表者の氏名 武田 紀念男</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷五丁目二十三番十二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、一般の人々及び企業や自治体の環境担当者に対して、自然環境保護に関する情報を提供し、豊かな自然環境を積極的につくる活動の推進を通して自然を取り戻すこと、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を通じて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、人間社会と自然との共生を実現していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 「学びと成長」及びキャリア支援は「協力」・「協同」</p> <p>三 代表者の氏名 田中 義信</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区野方一丁目二十番四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、若者・学生をはじめとする市民の「学びと成長」及びキャリアを支援し、社会に貢献することをその使命とする。若者・学生をはじめとする市民への「学びと成長」及びキャリア支援は「協力」・「協同」</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人キャリアサポート研究会</p> <p>三 代表者の氏名 田中 義信</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区野方一丁目二十番四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、若者・学生をはじめとする市民の「学びと成長」及びキャリアを支援し、社会に貢献することをその使命とする。若者・学生をはじめとする市民への「学びと成長」及びキャリア支援は「協力」・「協同」</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地球船クラブ</p> <p>三 代表者の氏名 武田 紀念男</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷五丁目二十三番十二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、若者・学生をはじめとする市民の「学びと成長」及びキャリアを支援し、社会に貢献することをその使命とする。若者・学生をはじめとする市民への「学びと成長」及びキャリア支援は「協力」・「協同」</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地球船クラブ</p> <p>三 代表者の氏名 武田 紀念男</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷五丁目二十三番十二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、若者・学生をはじめとする市民の「学びと成長」及びキャリアを支援し、社会に貢献することをその使命とする。若者・学生をはじめとする市民への「学びと成長」及びキャリア支援は「協力」・「協同」</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地球船クラブ</p> <p>三 代表者の氏名 武田 紀念男</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷五丁目二十三番十二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、若者・学生をはじめとする市民の「学びと成長」及びキャリアを支援し、社会に貢献することをその使命とする。若者・学生をはじめとする市民への「学びと成長」及びキャリア支援は「協力」・「協同」</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地球船クラブ</p> <p>三 代表者の氏名 武田 紀念男</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷五丁目二十三番十二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、若者・学生をはじめとする市民の「学びと成長」及びキャリアを支援し、社会に貢献することをその使命とする。若者・学生をはじめとする市民への「学びと成長」及びキャリア支援は「協力」・「協同」</p>

平成二十八年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ネコリパブリック

三 代表者の氏名

仲真 麻花

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区東品川三丁目四番十九号 日商岩井東品川マンション八〇八

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、動物の里親制度の普及及び啓発並びに動物愛護精神の向上及び動物愛護・動物保護活動に対する支援活動を行い、動物に対する飼育放棄、虐待等を防止し、人と動物が共生する豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人WOWことばのつばさ

三 代表者の氏名

早川 真由美

四 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門五丁目三番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とし、語学教育を支援する事業を行うことにより、自ら問題を解決し自立する人材を育成し、一人一人が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人総合救急医学研究会

三 代表者の氏名

佐藤 信宏

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷三丁目三番十一号 NCKビル五階株式会社コンパス内

五 定款に記載された目的

日本のER(総合救急)診療の発展に寄与することを理念とし、日本のER診療の水準向上、ER診療を担う医師の育成・支援、メーリングリストによる情報交換や学術集会等を通して、ER診療の拡大・充実に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京ハーモニーアンサンブル

三 代表者の氏名

佐々木 彌彦

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵村山市大南三丁目七十四番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く高齢者を対象として、高齢者への演奏活動、高齢者による演奏活動、高齢者の生活を支援する事業を通じて、地域社会における高齢者の居場所づくりを支援し、元気で心豊かな少子高齢化社会の実現に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Novia Novia

三 代表者の氏名

熊倉 恵子

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区代々木三丁目五十五番九号 佐々木マンション1ーB

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、性的少数者の想いやライフスタイルなどを取材し、性的少数者に対する正しい知識や認知が広がるよう、Webや雑誌などの媒体を通しての情報発信や、理解を深めるためのセミナーやイベントを開催し、さまざまなセクシュアリティについての理解を深め、すべての人が支え合いながら自分らしく生きられる世の中づくりをすることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十八条第一項の規定に基づき、紀尾井町南区開発事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。

平成二十八年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社西武プロパティーズ

取締役社長 安藤 博雄

豊島区南池袋一丁目十六番十五号

二 対象事業の名称

紀尾井町南区開発事業

三 工事着手の年月日

平成二十四年六月十九日

四 工事完了の年月日

平成二十八年七月二十七日

五 届出日

平成二十八年八月十九日

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001